

## 平成26年度 交通事業会計決算総括表

### 1. 収益的収入及び支出（税抜）

（単位：千円，％）

区 分		種 別		25 年 度 A	26 年 度 B	前年度対比		
						B - A	増減率	
経 常	収 入	営 業 収 入	料 金 収 入	乗合旅客運賃	2,052,183	2,034,155	△ 18,028	△ 0.9
			貸切旅客運賃	46,118	36,396	△ 9,722	△ 21.1	
			計	2,098,301	2,070,551	△ 27,750	△ 1.3	
		そ の 他	21,402	22,759	1,357	6.3		
		計	2,119,703	2,093,310	△ 26,393	△ 1.2		
	営 業 外 収 入	他会計補助金	177,499	175,413	△ 2,086	△ 1.2		
		そ の 他	25,189	35,775	10,586	42.0		
		計	202,688	211,188	8,500	4.2		
	合 計				2,322,391	2,304,498	△ 17,893	△ 0.8
	収 支	支 出	営 業 費 用	人 件 費	1,677,603	1,744,208	66,605	4.0
				車 両 修 繕 費	80,218	75,176	△ 5,042	△ 6.3
				燃 料 費	181,416	182,319	903	0.5
				減 価 償 却 費	95,387	122,082	26,695	28.0
				そ の 他	176,241	156,370	△ 19,871	△ 11.3
計				2,210,865	2,280,155	69,290	3.1	
営 業 外 費 用		支 払 利 息	1,112	626	△ 486	△ 43.7		
		雑 支 出	4,180	6	△ 4,174	△ 99.9		
		計	5,292	632	△ 4,660	△ 88.1		
		合 計	2,216,157	2,280,787	64,630	2.9		
経 常 損 益 ( A )				106,234	23,711	△ 82,523	△ 77.7	
特 別 損 益	特 別 利 益			0	0	0	—	
	特 別 損 失			0	1,053,708	1,053,708	皆増	
	特 別 損 益 ( B )			0	△ 1,053,708	△ 1,053,708	皆増	
単 年 度 純 損 益 (A)+(B)=(C)				106,234	△ 1,029,997	△ 1,136,231	△ 1,069.6	
その他未処分利益剰余金変動額				—	156,637	—	—	
繰越利益剰余金(△は繰越欠損金)				348,991	△ 524,369	△ 873,360	△ 250.3	

※「その他未処分利益剰余金変動額」…会計基準の見直しに伴い、みなし償却非適用の償却資産に係る補助金等の収益化累計額相当額を移行初年度に一括収益化するため、資本剰余金から利益剰余金に振替えた額。

### 2. 資本的収入及び支出

（単位：千円，％）

区 分		種 別		25 年 度 A	26 年 度 B	前年度対比	
						B - A	増減率
資 本 的 収 支	収 入	企 業 債 権	企業債	74,700	80,700	6,000	8.0
			固定資産売却代金	0	221	221	皆増
			県 補 助 金	1,189	1,209	20	1.7
			他 会 計 補 助 金	3,318	1,836	△ 1,482	△ 44.7
			国 庫 補 助 金	2,934	1,700	△ 1,234	△ 42.1
			雑 収 益	0	475	475	皆増
			合 計	82,141	86,141	4,000	4.9
	支 出	建 設 改 良 費	建設改良費	140,458	127,114	△ 13,344	△ 9.5
			企業債償還金	89,012	78,733	△ 10,279	△ 11.5
			償 還 金	69,000	0	△ 69,000	△ 100.0
			合 計	298,470	205,847	△ 92,623	△ 31.0
収 支 差 引				△ 216,329	△ 119,706	96,623	△ 44.7

## 《会計制度見直しによる決算（収益的収支）への影響額》

### 経常損益への影響・・・△50,542千円

- ①みなし償却制度の廃止 1,721千円  
営業外収入・その他（長期前受金戻入）の増 16,425千円  
営業費用・減価償却費の増 △14,704千円

#### 【解説】

みなし償却制度が廃止され、すべての償却資産の減価償却を取得価額総額を基に行なうことになったため、減価償却費が増加。

補助金等に相当する額は、貸借対照表において「長期前受金」に計上し、毎事業年度、減価償却見合い分を「長期前受金戻入」として営業外収入に計上。

- ②負債性引当金の引当て義務化 △52,263千円  
営業費用・人件費（引当金繰入額）の増 △63,560千円  
営業費用・その他（退職手当負担金）の減 11,297千円

#### 【解説】

負債性引当金の計上義務化により、翌年度以降に支給する退職手当、賞与、賞与に係る法定福利費のうち、当年度の費用に属する額を「退職給付引当金繰入額」、「賞与引当金繰入額」、「法定福利費引当金繰入額」として人件費に計上。

他会計での退職者に係る退職手当負担金は、これまで当該年度の費用として営業費用で経理していたが、退職給付引当金を取崩して支払うこととなった。

### 特別損益への影響・・・△1,052,692千円

- 過年度分退職給付費引当金繰入 △957,385千円  
過年度分賞与引当金繰入 △81,261千円  
過年度分法定福利費引当金繰入 △14,046千円

#### 【解説】

負債性引当金の引当て義務化により、過年度において引当てておくべき各引当金を特別損失として一括費用処理。